

○神石高原町広告掲載要綱

平成19年10月1日

告示第118号

(趣旨)

第1条 この告示は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 代表者名等個人名が記載されたもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 町税、使用料等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、総務課長がそれぞれの媒体主管課

長と協議し別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに総務課長がそれぞれの媒体主管課長と協議し別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、総務課長がそれぞれの媒体主管課長と協議し別に定める。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、神石高原町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は副町長を、委員は総務課長、政策企画課長、住民課長、総務課調整監、総務課及び政策企画課長補佐をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、必要とするときは広告媒体及び審査する内容に関連する所管の所属長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日告示第34号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日告示第４１号）
この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月３１日告示第４４号）
この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２６日告示第３０号）
この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年４月１日告示第５４号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日告示第８１号）
この告示は、公布の日から施行する。